

イミダクロプリド

1. 品目名：イミダクロプリド (imidacloprid)

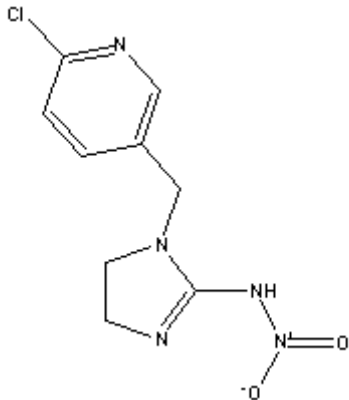
2. 用途：殺虫剤

イミダクロプリドはクロロニコチル系化合物に属する殺虫剤である。動物用医薬品としては、我が国において犬及び猫に寄生するノミ駆除剤として平成10年より承認、市販されている。

なお、農薬（殺虫剤）としては野菜、果樹、水稻、花のアブラムシ類やアザミウマ類など、主要害虫の防除に有効な薬剤として使用されている。

3. 化学名：1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イルイデンアミン

4. 構造式及び物性



分子式：C₉H₁₀ClN₅O₂

分子量：255.7

溶解度：0.610 g/l (水, 20)

分配係数(logP)：0.57(n-オクタノール/水)

蒸気圧：4 × 10⁻¹⁰ Pa (20)

5. 適用方法及び用量

畜・鶏舎内及び周辺のイエバエ成虫の駆除を目的として、畜・鶏舎内、通路及び出入り口等の家畜が経口摂取できない場所に、床面積100m²当たり200g(本品100g中に主剤イミダクロプリド0.5g及び2種類の誘引剤を含有する。)を適切な容器に入れて設置する。

6. 残留試験結果

食品安全委員会の評価結果によると、本剤はその使用方法が適切な容器に入れて設置する方法に限定されており、動物体に塗布したり、周辺への噴霧や散布も行わないことから、動物が主成分であるイミダクロプリドに暴露すること

はなく、また、イミダクロプリドは、蒸気圧が極めて低く、常温・常圧下ではほとんど揮発しないと考えられることから、容器から主成分が揮散し、これを動物が吸入し暴露することも考えにくいとされている。

7．ADI の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成15年10月31日付厚生労働省発食安第1031001号により、食品安全委員会あて意見を求めたイミダクロプリドに係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価されている。

イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

8．諸外国における使用状況

動物用医薬品として、米国等で承認され、市販されているが、いずれも家畜が経口摂取できない場所に設置する使用方法であり、残留基準は設定されていない。

なお、農薬として我が国、米国、オーストラリア等において、承認され市販されており、米国、オーストラリアでは農作物以外にも、飼料経路として食肉等に残留基準が設定されている。

9．残留基準値（案）

食品安全委員会において、当剤が適正に使用された限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されていることから、本件に係る残留基準については、設定しないこととする。

なお、イミダクロプリドは、殺虫剤の目的で、農薬として、国内、米国、オーストラリア等で使用されていることから、本件とは別に暫定基準（別添）を設定することとしている。